

議員政治倫理審査会 結果報告

●審査事案の概要

水谷久美子議員は、令和5年2月11日（土）12時45分頃、養老町栗笠地内において、自身が運転する乗用車が、女子高校生が運転する自転車と衝突する交通事故を起こした。その際、負傷者の救護や事故報告の事故対応を同乗者に任せ、自身の議会報告会に向かった。負傷した女子高校生は、同乗者の家族が運転する乗用車により、西美濃厚生病院に搬送され、女子高校生の保護者が病院に到着してから、保護者より警察へ事故報告を行った。水谷議員が警察署に向かったのは、14時45分頃、現場検証は16時頃から行われた。

●審査請求と審査会の設置

水谷久美子議員が起こした交通事故において、水谷議員が運転者でありながら、負傷者の救護と事故の報告を同乗者に任せ、予定していた議員活動である報告会を優先したことが、養老町議会政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号の政治倫理基準に違反する疑いがあるとし、2月22日付けで議員10名の連署を持って、当該違反行為の存否についての審査請求が、議長宛に提出された。

●関係議員の弁明

これを受け、議長は、2月27日に養老町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、8名（松永民夫議員、田中敏弘議員、野村永一議員、早崎百合子議員、吉田太郎議員、長澤龍夫議員、北倉義博議員、小寺光信議員）を委員に指名することも、当該審査事案の審査を審査会に付託した。

水谷久美子議員が行った主な弁明

- ① 事故対応を同乗者に任せ、議員活動を優先したのは、現場で女子高校生に声をかけ、その応対から軽傷であると安易に判断してしまっただけで、予定していた議員活動の責任者であったことによる責任と義務感を感じていたためであった。
- ② 救急車を呼ばずに、同乗者の家族の乗用車で女子高校生を西美濃厚生病院に搬送したことについては、女子高校生に救急車を呼ぶことを提案した上でのごことであり、本人から同意を得ていた。
- ③ 水谷久美子議員と同乗者が警察への報告をしていないことや、議員自身が警察署に向かった時間が、事故発生から約2時間経過した後であったことについては痛恨の極みである。

④ 負傷者である女子高校生とその保護者にはお詫びした。また、事故後の女子高校生の容態についても継続的に確認を行っている。このほか、警察及び女子高校生の保護者にドライブレコーダーの記録を提出した。

●審査の経緯

・委員長に北倉義博委員、副委員長に野村永一委員を選任。

・審査請求の適否と日程案を協議。提出された審査請求書が条例第5条の規定に適合していることを決定し、審査を開始。日程案についても承認。

2月27日
第1回審査会

3月6日
第2回審査会

・関係議員の弁明及び質疑。違反行為の存否を審査。議長に報告するにあたり、審査結果の措置について協議。

3月13日
第3回審査会

・審査結果の報告内容を確認。

・委員長が審査結果報告書を議長に提出。

3月13日

●審査の結果

当該審査事案に対し、慎重に審査した結果、政治倫理審査会では次の結論に至った。

水谷久美子議員は、自身が起こした交通事故において、運転者でありながら、警察への報告を怠り、さらに負傷者の救護を同乗者に任せ、現場を離れ予定していた議員活動を優先した。その結果、救急車は要請されず、警察への報告も女子高校生の保護者からなされた。現在のところ女子高校生に大事はないが、町民の生命・財産に対して責任がある町議会議員として、水谷久美子議員が適切な事故対応を行わなかったことは明らかである。

以上から、水谷久美子議員の当該審査事案における事故対応は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこととした政治倫理基準に違反していると結論づけた。

また、当審査会では、議長が関係議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するために講じる措置についても、条例第9条（1）に規定する「議員の辞職勧告」が妥当であるとの結論に至った。

●審査結果の措置

以上の結果を受け、3月13日、議長は水谷久美子議員に対し、議員の辞職を勧告した。

園の安全管理体制は 地域の皆様と一体で見守る

町長



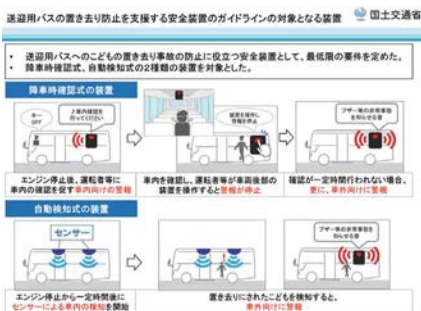
◆田中 敏弘 議員

問 県外のある保育園において、通園バス置き去り死亡事件や虐待（暴行）事件が発生したが、当町の現状確認は行ったのか。

答 国から送迎バスを有する全ての保育所等に対し、緊急点検を行うよう通知があり、町内4園に対し現地点検を実施。また、虐待等についても、国から実態調査依頼があり、公・私立すべての11園を対象に調査したが、各園いずれも適正に実施されていることを確認した。

問 今後、事故防止に向けての対応策は。

答 園児置き去り防止装置をバスに設置し、各園の「法令遵守責任者」確認の元、適正に、定期的に実施されるよう助言・指導を行う。虐待等に関しては、公立園園長会において、「国の手引き」や、全国保育士会作成の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を配付し、各園で改めて保育の在り方を点検するよう依頼した。



国土交通省ホームページより

男性トイレにサニタリーBOXを 町公共施設に順次設置する

町長



◆早崎百合子 議員

問 本庁舎の男性用トイレ個室への配備状況は。

答 多目的トイレには設置しているが、男性用トイレには設置していない。

問 町公共施設全体の男性用トイレ個室への設備状況は。

答 町公共施設全体では、老人福祉センター外2施設、3箇所の設置に留まっている。

がんなどを患い、尿漏れパット等を利用する方のため、町公共施設の男性用個室トイレにもサニタリーボックス設置が望ましいと考える。

問 今後の考えは。

答 安心して施設を利用してもらうためにも、各施設の利用ニーズや個室スペースなどに考慮しながら、順次設置していく。



サニタリーボックス